

令和3年度教育旅行宿泊施設支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 この告示は、新型コロナウイルス感染症（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症をいう。）の感染拡大により、特に教育旅行のキャンセル発生により業績が著しく落ち込んでいる市内の宿泊事業者の事業継続を支援するため、予算の範囲内で支援金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(対象事業者)

第2条 支援金の支給対象となる者は、旅館業法（昭和23年法律第138号。以下「法」という。）第3条の規定による旅館業の許可を受けた市内のホテル等を営む者で、令和3年4月1日から令和3年9月30日までの間に、教育旅行の宿泊予約があり、その後キャンセルとなった泊人数が51人泊以上であった者。ただし、次の各号のいずれかに該当すると認められる者は、支給対象としない。

(1) 法第3条の許可を受けた市内のホテル等を営む者のうち、旅館・ホテル業を生業としていない者

(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第6項第4号に規定する施設の運営者

(3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団及びその構成員又は暴力団等と関係を有する者

2 前項の規定に関わらず、理事長が必要と認めた者は、支援金の支給対象とすることができる。

(支援金の額)

第3条 支援金の額は、別表第1に規定する算出方法によるものとする。

2 支給回数は一事業者あたり1回限りとする。

(支給申請)

第4条 支援金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、令和3年度教育旅行宿泊施設支援金申請書兼請求書（様式第1号）に次に掲げる書類を添えて、令和4年1月31日までに理事長に提出しなければならない。

(1) 教育旅行の予約日程、キャンセル泊人数および予約のあった学校名がわかる書類（予約台帳、帳簿書類の写し等）

(2) キャンセル状況一覧表（その他様式）

(3) 振込先口座と口座名義が分かる通帳等の写し（見開きページ）

(4) その他、理事長が認める書類

2 前項の規定による申請は、法に基づく旅館業の許可を受けた施設を運営する一事業者あたり1回限りとする。

(支援金の支給可否決定)

第5条 理事長は、前条に規定する支援金の支給申請があったときは、当該申請に係る書類等の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、支援金の支給可否及び額を決定する

ものとする。

(支給決定通知等)

第6条 理事長は、前条の規定により支給の決定をしたときは、令和3年度教育旅行宿泊施設支援金支給決定通知書兼確定通知書(様式第2号)により、申請者に支援金の決定額を通知するものとする。

2 理事長は、前条の規定により不支給の決定をしたときは、令和3年度教育旅行宿泊施設支援金不支給決定通知書(様式第3号)により申請者に通知するものとする。

(支給決定の取消し等)

第7条 理事長は、申請者が虚偽その他不正な手段により支援金の支給決定を受けた場合、支援金の支給決定を取消し、既に支給した支援金を返還させることができる。

(補則)

第8条 この要領に定めるもののほか、必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則 この要領は、令和4年1月20日から施行する。

別表第1

キャンセル人数(泊数)	給付額
51~1,000人	100,000円
1,001~5,000人	250,000円
5,001~15,000人	750,000円
15,001人~	1,000,000円

問い合わせ先

(一社) ちの観光まちづくり推進機構

〒391-0001 茅野市ちの3506 モンエイトビル2F

TEL: 0266-78-7631 メール: ask8@chinotabi.jp

担当: 両角、高